

事務連絡
令和5年9月11日

市内介護サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護保険負担割合証の確認について（依頼）

平素は、本市介護保険事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、介護保険負担割合証の有効期間は、8月1日～翌年7月31日ですが、住民税の所得更正や世帯員の増減、65歳到達等により途中で介護保険負担割合が変更される場合がございます。そのため、月に一度は介護保険負担割合証でご利用者様の介護保険負担割合と適用期間をご確認いただき、そのうえで請求を行っていただきますようお願いいたします。

負担割合が相違した場合、事業所においては、ご利用者様との間で遡って利用料の追加徴収や還付及び国保連に対して過誤申立・再請求を行っていただく必要がございます。

特に、総合事業のサービスにつきましては、国保連で審査対象から外れる場合がございますので、請求の際には負担割合証をご確認いただき、正しいサービスコードで請求くださいますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

以上、よろしくお願いいたします。

各務原市役所健康福祉部 介護保険課介護保険係
電話 058-383-1778(直通)